

議案第139号

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部  
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 6 月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、西新北地区地区計画の区域における適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、建築物の構造等に関する事項について新たに条例による制限として定める必要があるによる。

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部  
を改正する条例

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成2年福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1 渡辺通二丁目地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

西新北地区地区整備計画 区域	福岡都市計画地区計画西新北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-------------------	--

別表第2中

渡辺通二丁目地区地区整備計画区域	再開発等促進区
------------------	---------

を

渡辺通二丁目地区地区整備計画区域	再開発等促進区
------------------	---------

西新北地区地区整備計画区域	再開発等促進区	中央街区
---------------	---------	------

東街区

	建築物の外壁又はこれに代わる柱	市道西新通線及び市道西新20号線の各一部、市道西新17号線並びに隣地（都市計画の計画図において2メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）との敷地境界線	2	都市計画の計画図において表示する広場及び緑道の区域内の部分（休憩所、守衛所等で広場又は緑道の利用上又は管理上必要であり、かつ、支障がないもの、消火設備等で広場又は緑道の利用上支障がないもの及び広場の地盤面からの高さが5メートルを超える建築物の部分で広場の利用上支障がないものに係る部分を除く。）	冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面から4メートルの高さの水平面に、都市計画の計画図において表示する地区計画の区域外の第一種中高層住居専用地域の区域内における敷地境界線からの水平距離が、5メートルを超え10メートル以内の範囲にあっては3時間以上、10メートルを超える範囲にあっては2時間以上日影となる部分を生じさせることのないもの（建築物の高さが10メートル以下である場合を除く。）
	建築物の外壁又はこれに代わる柱	市道西新通線、市道西新28号線、市道西新35号線及び市道西新42号線との敷地境界線	2		

	西街区								
--	-----	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

		建築物の外壁又はこれに代わる柱	(1) 市道西新15号線, 市道西新19号線, 市道西新20号線及び隣地(都市計画の計画図において2メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。)との敷地境界線	2		
			(2) 隣地(都市計画の計画図において4メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。)との敷地境界線	4		